

◎令和 7 年度 土木一式工事及び舗装工事における等級格付について

土木一式工事及び舗装工事における等級格付は、建設業法に規定する主たる営業所（本社・本店）を合志市に有する企業を対象に行なっています。

（１）格付の基準

土木一式工事及び舗装工事における格付にあたっては、直近の経営事項審査結果における土木一式工事の総合評点値（P）に主観的要素を加算したものに基つきそれぞれの等級に格付します。ただし、この場合において下記表に規定する要件を満たしていることが必要となります。

<表 1>

工事の種類	等級	工事の請負対象金額	経審結果総合評価値	技術者数
土木一式工事 舗装工事	A	【土木】 2,000 万円以上の工事 【舗装】 1,000 万円以上の工事	830 点以上（土木一式）	1 級技術者 1 人以上
	B	【土木】 800 万円以上、2,000 万円未満の工事 【舗装】 400 万円以上、1,000 万円未満の工事	690 点以上（土木一式） 830 点未満（土木一式）	
	C	【土木】 800 万円未満の工事 【舗装】 400 万円未満の工事	690 点未満（土木一式）	

※平成 20 年度から 4,000 万円以上の工事については、条件付一般競争入札により入札を行なっています。この条件付一般競争入札における入札参加資格は、別途、工事案件ごとに定めます。

<参考>

○合志市工事入札参加資格者格付要綱（平成 18 年 告示第 19 号）

○合志市工事入札参加資格者格付審査会規程（平成 18 年 告示第 18 号）

○合志市工事入札参加資格者格付要綱（平成 18 年 告示第 19 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、合志市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者について必要な資格を審査し、規模等に対して格付（以下「格付」という。）を行うため、その基準となるべき事項を定めるものとする。

（欠格条件）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加しようとする者として格付することはできない。

- （1） 建設業法第 27 条の 23 の規定により、経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- （2） 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

（格付除外）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実が発生した日から起算して 2 年間は格付をしないことができる。また、その者を代理人として使用する者についても、同様とする。

- （1） 市工事の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為を行った者
- （2） 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合を行った者
- （3） 契約の締結又は工事の履行を妨げた者
- （4） 入札及び工事の執行について、故なく他人に暴力的威圧を加え、目的を果たさんとする行為を行った者
- （5） 監督員や検査員その他関係職員の職務の執行を妨げた者
- （6） 検査員が発した検査指摘事項を、同年度内に 3 回以上受けている者
- （7） 正当な理由がなく、契約を締結しなかった者
- （8） 国税（所得税、法人税、消費税その他の国税）、県税（事業税、自動車税その他の県税）及び市町村税（市町村民税、固定資産税その他の市町村税）の納税義務を怠った者並びに支払義務のある公共料金等の支払義務を怠った者
- （9） 賃金の不払及び遅延並びに労災保険料の納付を怠っている者
- （10） 建設業法第 22 条の規定に違反した者

(11) その他前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、工事の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(格付基準)

第 4 条 格付は、入札に参加しようとする者の客観的要素の総合値(建設業法第 27 条の 23 の規定による経営に関する客観的事項の審査結果により得た数値をいう。)に、次に掲げる主観的要素を勘案して決定するものとする。

- (1) 主として請け負う建設工事の種類別工事成績
- (2) 信用の度合
- (3) その他必要な事項

(工事の規模別格付の等級等)

第 5 条 競争入札に参加しようとする者を格付する場合の等級区分は、別表の工事規模別等級表による。

(格付の有効期間)

第 6 条 格付は、毎年度当初に行うものとする。

2 格付の有効期間は、1 年間とする。ただし、年度途中において格付を行った場合は、その年度当初に格付を行った者の残期間と同様とする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第 5 条 関係)

工事規模別等級表

工事の種類	等 級	工事の請負対象金額	備 考
土木一式工事 舗装工事	A	【土木】 2,000 万円以上の工事 【舗装】 1,000 万円以上の工事	1 級技術者 1 人以上
	B	【土木】 800 万円以上、2,000 万円未満の工事 【舗装】 400 万円以上、1,000 万円未満の工事	
	C	【土木】 800 万円未満の工事 【舗装】 400 万円未満の工事	

○合志市工事入札参加資格者格付審査会規程（平成 18 年 告示第 18 号）

（設置）

第 1 条 合志市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格の審査及び格付を行うため、合志市工事入札参加資格者格付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審査会は、合志市工事入札参加資格者格付要綱（平成 18 年合志市告示第 19 号）に定める基準に従い、工事入札参加資格者の格付を作成するものとする。

（組織）

第 3 条 審査会は、市長、副市長、部長及び課長等のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第 4 条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長には市長、副会長には副市長をもって充てる。

3 会長は、審査会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審査会は、毎年 1 回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

2 審査会の議事は、非公開とする。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年告示第 1 1 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 9 号）

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年訓令第 3 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 25 日告示第 29 号）

この告示は、公布の日から施行する。